

総合型地域スポーツクラブ・プラスワン規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、総合型地域スポーツクラブ・プラスワン（以下『クラブ』という。）と称する。

(事務所)

第2条 本クラブは、事務所（事務局）を島田市金谷体育センター内（ミーティングルーム）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動及び文化活動に参加できる環境を目指し、地域住民に対して、スポーツ並びに文化交流に親しめる事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) スポーツ振興及び文化交流に係る事業で、理事会にて承認を得たすべての事業。
この事業を達成するため、部及び教室を設ける。

(2) その他の事業

① 講習会及び講演会等の事業。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの趣旨に賛同する個人および団体であること。
- (2) 医師から運動制限、又は禁止の診断を受けていない者であること。
- (3) 本クラブの諸規定を遵守する者であること。
- (4) 本クラブには、賛助会員を置くことができる。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 本クラブに新規入会する者は所定の入会申込書により入会手続きを行なう。なお、継続する者は入会申込書等の手続きは不要とし、登録料を納入した段階で入会とみなす。

(登録料及び会費)

第7条 会員は、登録料、保険料及び会費を納入しなければならない。
ただし、賛助会員については、この限りではない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である本クラブが消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) クラブ会員内の和を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の登録料、保険料は返還しない。なお、会費及びその他の抛出金品は、各部において所属期間を考慮の上、各部代表者の判断に任せる。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 理事（各部代表者） 20 人以内
 - (2) クラブマネージャー 若干名
 - (3) 事務局長 1 人
 - (4) 会計長 1 人
 - (5) 会計監査 2 人
 - (6) 顧問 若干名
 - (7) 事務局員 若干名
 - (8) 代議員 若干名（各部会員数 10 名程度に 1 名の割合を目安とする）
 - (9) 各部会計 各部 1 人以上
- 2 理事のうち 1 人を会長とし、副会長を 1 人以上置くことができる。

(選任等)

第13条 理事は各部内にて会員の中から互選により選任する。

- 2 理事は各部代表者となる。
- 3 会計監査は、総会において一般（成人）会員の中から選任する。
- 4 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 5 事務局長及び会計長は、会長、副会長が一般（成人）会員の中から選任し、理事扱いとする。
- 6 クラブマネージャーは、有資格者をもってこれに充て、役員会の議決を経て会長が委嘱する。
- 7 会計監査及び顧問は、本クラブの理事を兼ねることができない。
- 8 代議員は理事とは別に各部代表者として各部会員の互選にて選任する。
- 9 各部会計は、理事が各部内にて会員の中から選任する。

(顧問)

- 第14条** 本クラブに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、必要に応じて会長の諮問に応じる。

(職務)

- 第15条** 会長は、本クラブを代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。
 - 4 事務局長は、本クラブの事務を統括する。
 - 5 会計長は本クラブの本部会計事務を統括する。
 - 6 クラブマネージャーは、本クラブの育成指導に当る。
 - 7 事務局員は、事務局長を補佐すると共に、書記のほか、実務処理をおこなう。
 - 8 代議員は、総会において各部代表として総会の議決権を行使する。
 - 9 各部会計は、事業別会計の処理を行う。
 - 10 会計監査は、本クラブの本部会計事務を監査し総会で報告する。
 - 11 事業別会計監査は、各部内の部員 1 名以上で行うか、当該部に所属しない理事が監査を行うことができる。

(任期等)

- 第16条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第17条** 役員及び代議員へは、本クラブの予算の範囲内で報酬を支給することができる。なお、各部会計は各部の予算の範囲内で報酬を支給することができる。

(事務局及び職員)

- 第18条** 本クラブに、事務を処理するため事務局を設け、事務局員及び、その他の職員を置く。
- 2 事務局員及び、その他の職員は会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
 - 4 事務局員へは、本クラブの予算の範囲内で報酬を支給することができる。

第5章 指導者

(指導者)

- 第19条** 本クラブに実技指導者を置くことができる。
- 2 実技指導者は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 実技指導者は、スポーツ指導、健康づくり並びに青少年健全育成に熱意を有するものとする。
 - 4 実技指導者が、本クラブの理念に反する行為等があった場合は、役員会の議決を持って解任することができる。
 - 5 実技指導者へは、本クラブの予算の範囲内で謝金を支給することができる。

第6章 会議

(総会)

第20条 本クラブの総会は、毎年1回以上開催し、次の事項を決議、又は承認する。

- (1) 事業報告・決算に関する事。
 - (2) 事業計画・予算に関する事。
 - (3) 役員を選出に関する事。
 - (4) 規約の改正に関する事。
 - (5) その他、本クラブに関して重要な事項。
- 2 総会は、会長が招集し、議長は出席した理事の中から選出する。
 - 3 総会は、代議員の2/3以上の出席をもって成立とする。ただし、議決を委任したものは出席とみなす。
 - 4 総会の議事は、出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 本規約の改正は、代議員の2/3以上の同意を必要とする。
 - 6 理事及び代議員以外の会員は、総会を傍聴することができる。
 - 7 総会にて決議、承認された事項は代議員が担当する各部会員に説明する。

(役員会)

第21条 役員会は、第4章、第12条に定める(1)～(4)の役員で構成し、必要に応じて会長及びクラブマネージャーの召集にて開催し、役員会出席者は次の事項を協議し決定する。

- (1) 事業、予算の執行に関する事。
 - (2) 事業報告書、決算報告書に関する事。
 - (3) 事業計画案、予算案の作成に関する事。
 - (4) 部会、実技指導者に関する事。
 - (5) その他必要と認められる事。
- 2 役員会は、会長が招集し、議長となる。
 - 3 役員会は、構成員の過半数の出席(委任を含む)をもって成立とする。
 - 4 役員会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会長が必要と認めた場合代議員を役員会に招集し意見を聞くことができる。

第7章 会計

(資金)

第22条 本クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 年間登録料
- (2) 保険代 (年間)
- (3) 会費 (月間)
- (4) 事業等による収入
- (5) 補助金及び交付金
- (6) その他の収入

(資金の管理)

第23条 本クラブの資金は、会計長が管理し、理事会の決定及び会長の指示により執行する。

(会計年度)

第24条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第25条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに違反して、盗難、障害等の事故がおきても、本クラブ並びに実技指導者に対し、損害賠償責任を請求しないものとする。

(障害保険への加入)

第26条 会員は、スポーツ傷害保険に加入するものとする。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとする。

第9章 守秘義務

(守秘義務)

第27条 本クラブの活動を通して知り得た個人情報の扱いには、十分配慮し、第三者へ情報漏えい等が無いよう、守秘を厳守するものとする。

第10章 細則

(細則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は役員会で定める。

第11章 附則

1. この規約は、平成 21 年 2 月 11 日から施行する。
2. この規約は、必要に応じ総会の承認を得て、条文の変更を認めるものとする。
3. 平成 22 年 5 月 21 日一部改訂
4. 平成 26 年 5 月 18 日一部改訂
5. 平成 27 年 5 月 18 日一部改訂
6. 平成 28 年 1 月 19 日一部改訂

『内規』

1. 弔意給付金

現職の役員及び講師本人 5,000 円